

宇和島市地域エネルギービジョン策定業務プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、宇和島市地域エネルギービジョン策定業務の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

宇和島市地域エネルギービジョン策定業務

(2) 業務内容

「宇和島市地域エネルギービジョン策定業務仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

なお、委託期間内のスケジュール等については、本市と受託者が協議のうえ、別に定める。

(4) 提案限度価格

23,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。（参加申込書提出時に入札参加資格登録申請をしても可。）
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 過去5年間に元請として同種業務の履行実績があること。

※ 同種業務の履行実績とは、国又は地方公共団体等（地方公共団体等が構成員となっている協議体を含む。）が発注する「エネルギービジョン策定業務」のうち、本プロポーザルの参加申込書提出日までに完了しているものをいう。

5. 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和8年 6月29日（月）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和8年 7月 3日（金）まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和8年 7月 7日（火）予定
4. 参加申込書の提出期限	令和8年 7月15日（水）まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和8年 7月17日（金）予定
6. 提案書等の提出期限	令和8年 7月24日（金）まで
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年 7月31日（金）予定
8. 審査結果の通知	令和8年 8月上旬 予定
9. 契約の締結	令和8年 8月上旬 予定
10. 審査結果の公表	令和8年 8月上旬 予定
※ 事務取扱い時間：土、日、祝日を除く8：30～17：15 （ただし、12：00～13：00を除く。）	

6. 参加手続

（1）実施要領・仕様書の配布

① 配布期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月15日（水）まで

② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、市民環境部 生活環境課 環境政策係において配布する。

（2）質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、「宇和島市地域エネルギービジョン策定業務プロポーザル質問書（様式1）」によるものとし、市民環境部 生活環境課 環境政策係に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市 市民環境部 生活環境課 環境政策係

E-mail: kankyo@city.uwajima.lg.jp

電話番号：0895-24-1111（内線2227）

② 提出期限

令和8年7月3日（金）17時15分まで

③ 回答方法

令和8年7月7日（火）（予定）に宇和島市ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回答する。

また、質問のうち、提案書等の記載内容に対する審査基準に係るもの、他の申込者からの提案書等の提出状況に係るもの、積算に係るもの、提出期限を過ぎたもの等は、公平性の確保及び公正な選考の妨げになる恐れがあるため、いかなる理由があっても回答しない。

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 会社概要(様式3)

ウ 同種業務の履行実績(様式4)

② 提出期限

令和8年7月15日(水) 17時15分まで(必着)

③ 提出場所

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市 市民環境部 生活環境課 環境政策係

電話番号: 0895-24-1111 (内線2227)

④ 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、送付後に電話により受領の確認を行うこととする。

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

※ 提出書類はA4版とする。任意様式のレイアウトの縦横は問わない。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

ア 提案書表紙(様式5)

イ 提案書(任意様式)

(ア) ビジョン策定にあたっての基本的な考え方

(イ) 特記仕様書「業務内容」に記載する調査及び検討項目等に係る実施方針、実施手法及び実施手順について

(ウ) ビジョン作成段階において市民や事業者等の意見を取り入れることについての考え方及び具体的手法

(エ) ビジョン作成支援及び策定委員会運営支援についての考え方

ウ 業務執行体制(様式6)

エ 実施スケジュール(任意様式)

オ 見積書(様式7)及び見積内訳書(任意様式)

※ 消費税及び地方消費税を含まない額とし、仕様書(特記仕様書)に記載のある項目別に積算した内訳書を添付するものとする。

カ その他添付書類

② 提出期限

令和8年7月24日(金) 17時15分まで(必着)

③ 提出場所

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市 市民環境部 生活環境課 環境政策係

電話番号: 0895-24-1111 (内線2227)

④ 提出方法

正本1部を持参又は郵送し、別途電子メールにより電子データを提出すること。

※ 郵送の場合は、送付後に電話により受領の確認を行うこととする。

(5) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、オンラインによるプレゼンテーションは実施しない。

① 実施時期・場所

時期：令和8年7月31日（金）

場所：宇和島市役所内

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：10分程度

③ その他

ア 「6（4）提案書等の提出」で提出したもの以外の資料の使用は禁止とする。

イ プレゼンテーションは、原則、提案書等の受付順とする。

ウ スライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に市に報告の上、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意するものとする。

なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。（HDMI ケーブルで接続）

エ 詳細については、別途通知する。

7. 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する宇和島市地域エネルギービジョン策定業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「宇和島市地域エネルギービジョン策定業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。

ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。

また、受託事業者に選定された者が辞退した場合、もしくは「4. 参加資格」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として特定する。

なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8. 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。

なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9. 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10. 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12. 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと委員会が認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。

- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式８）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成２２年条例第２５号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ⑦ 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

13. 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒798－8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
担当部署：宇和島市 市民環境部 生活環境課 担当 高田・山本
電話番号：0895－24－1111（内線2227）
FAX 番号：0895－24－1140
E-mail：kankyo@city.uwajima.lg.jp